



高浜発電所3、4号機特定重大事故等対処施設の 保安規定変更認可申請書の提出について

2020年4月17日
関西電力株式会社

当社は、高浜発電所3、4号機の特定重大事故等対処施設^{※1}について、保安規定変更認可申請書を、本日、原子力規制委員会へ提出しました。

今回の変更申請は、高浜発電所3、4号機の特定重大事故等対処施設について、原子炉設置変更許可^{※2}の内容等を踏まえ、特定重大事故等対処施設の運用に係る体制、手順書の整備等に係る記載の充実等を行ったものです。

当社は引き続き、今後の審査に真摯かつ的確、迅速に対応してまいります。

以上

※1：原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズム等により、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、格納容器の破損を防止するための機能を有する施設であり、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づき、本体施設の工事計画認可後5年という経過措置期間（法定猶予期間）内に設置が求められているものです。

※2：高浜発電所3、4号機特定重大事故等対処施設の原子炉設置変更許可申請は、2016年9月21日に許可

別紙：高浜発電所3、4号機特定重大事故等対処施設の保安規定変更認可申請の概要

高浜発電所3、4号機特定重大事故等対処施設の保安規定変更認可申請の概要

【保安規定変更認可申請とは】

保安規定変更認可申請とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規制法第43条の3の24）に基づく手続きで、運転管理（手順、体制等）等、原子炉施設の運用に関する事項を規定した保安規定について、原子炉等による災害の防止上十分であることを原子力規制委員会に審査していただくために申請するものである。

【主な申請内容について】

- ・高浜発電所3、4号機の原子炉設置変更許可[特定重大事故等対処施設設置に係る申請](2016.9.21許可)の内容を反映。

保安規定の構成	主な申請内容
総則	—
品質保証	—
保安管理体制	—
運転管理	<ul style="list-style-type: none"> ○特定重大事故等対処施設（以下、「特重施設」という。）を用いた原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム（以下、「APC等」という。）による大規模な損壊に対応するための体制、手順書の整備等に係る記載の追記。 ○特重施設の運転上の制限の追記。 ○重大事故等への対応における特重施設活用の追記。 ○APC等発生時の対応操作等の訓練実施項目の追記。
燃料管理	—
放射性廃棄物管理	—
放射線管理	—
保守管理	—
非常時の措置	—
保安教育	○APC等発生時の必要な措置に関する教育実施項目の追記。
記録および報告	—
附則・添付	<ul style="list-style-type: none"> ○特重施設を用いたAPC等による大規模な損壊に対応するための体制、手順書の整備等に係る記載の追記。 ○重大事故等への対応における特重施設活用の追記。 ○APC等発生時の対応操作等の訓練実施項目の追記。